

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準

- 西日本防災システム

平成18年3月28日 消防庁 

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)第十九条の四の規定に基づき、大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準を次のとおり定める。

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準

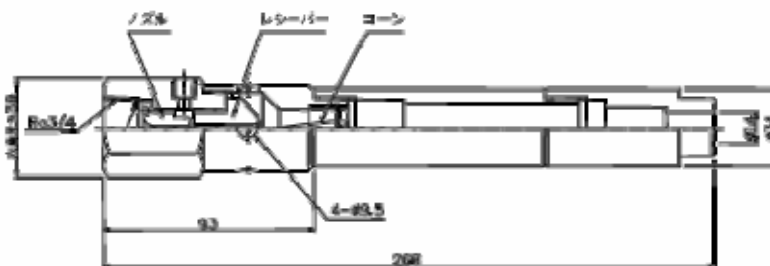
第一 趣旨

この告示は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)第十九条の四に規定する大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準を定めるものとする。

第二 発泡性能

泡消火薬剤の発泡性能は、温度二十度の泡水溶液(泡消火薬剤に水を加え、適切な濃度にした水溶液をいう。以下同じ。)を床面から高さ一・〇七五メートルの位置に水平に固定された水圧力〇・七メガパスカル、放水量十リットル毎分で別図一に示す試験用ノズルを用いて発泡させ、泡が自然落下する地点に置いた別図二に示す泡コレクターを介して、別図三に示す泡コンテナに泡を受けた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。変質試験後の泡水溶液(泡消火薬剤を温度六十五度に二百十六時間保った後に室温に戻し、かつ、温度零下十八度に二十四時間保った後に室温に戻す試験を行った後の泡消火薬剤に係る泡水溶液をいう。以下同じ。)についても同様とする。

別図一 試験用ノズル



仕様
吐出量: 10 L/min 於 0.7MPa
口径: Rφ3/4

単位: ミリメートル



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



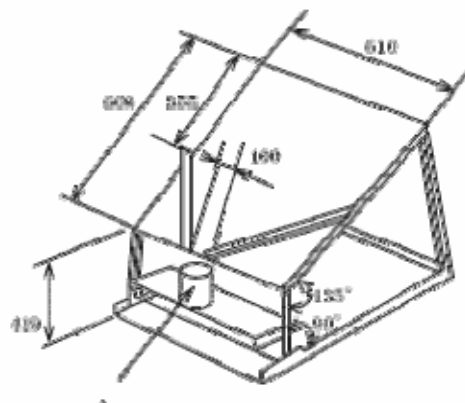
弊社Top Pageへ 

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準

- 西日本防災システム

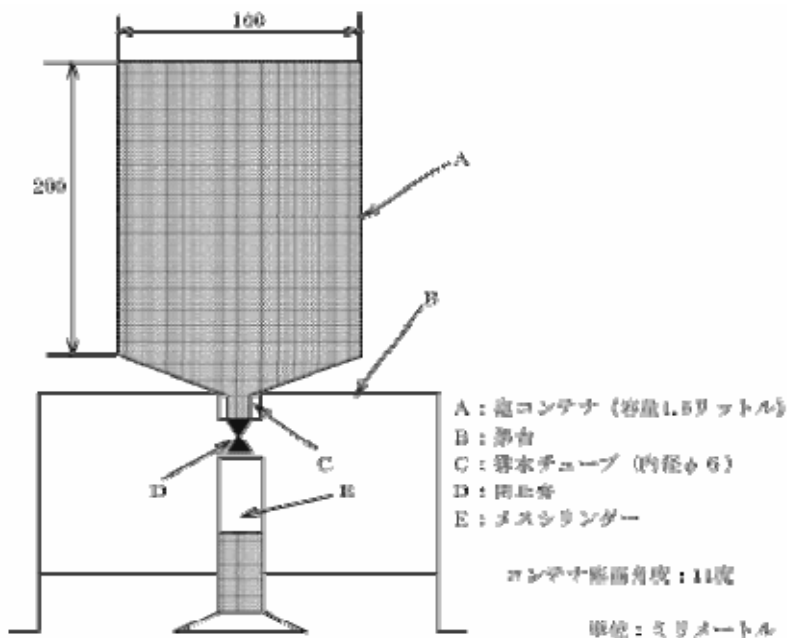
平成18年3月28日 消防庁 

別図二 泡コレクター



単位：ミリメートル

別図三 泡コンテナ



西日本防災システム
 NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準 - 西日本防災システム

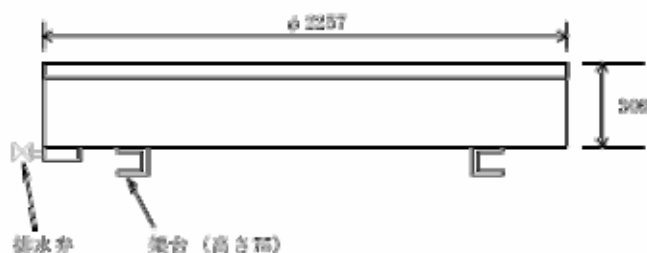
平成18年3月28日 消防庁 

- 一 泡の容量は、発泡前の泡水溶液の容量の六倍（水成膜泡消火薬剤にあっては、五倍）以上十倍未満であること。
- 二 発泡前の泡水溶液の容量の二十五パーセントの泡水溶液が泡から還元するために要する時間は二分以上であること。

第三 消火性能

泡消火薬剤の消火性能は、二百リットルのノルマルヘプタンを入れた別図四に示す消火試験用円形火皿に点火し、点火一分後に温度二十度の泡水溶液を前条の規定の例により消火試験用円形火皿の燃焼面中央付近に三分間連続して発泡させた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

別図四 消火試験用円形火皿



単位：ミリメートル

- 一 消火に要する時間は四分以内であること。
- 二 発泡を終了してから十五分後に一リットルのノルマルヘプタンを入れた別図五に示す耐火性試験用ポットを、その上縁が泡面と同じ高さになるように泡面の中央部に置いて点火し、五分間燃焼させた場合において、再燃しないものであること。
- 三 発泡を終了してから二十分後に点火器を用いて泡面に炎を近づけても再燃しないものであること。

別図五 耐火性試験用ポット



単位：ミリメートル



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ



大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準

- 西日本防災システム

平成18年3月28日 消防庁 

第四表示

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容器には、大容量泡放水砲用泡消火薬剤である旨を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

